

工業用水道事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>工業用水道事業法に基づく<u>経済産業大臣</u>の処分に係る審査基準等について</p> <p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「法」という。）に基づく<u>経済産業大臣</u>の処分に係る行政手続法（平成5年法律88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>（1）法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可 法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可に係る基準については、法第5条に定められているとおりであるが、その審査基準は以下のとおりとする（<u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）</u>の実施に係るものを含む。）。</p>	<p>工業用水道事業法に基づく<u>通商産業大臣</u>の処分に係る審査基準等について</p> <p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「法」という。）に基づく<u>通商産業大臣</u>の処分に係る行政手続法（平成5年法律88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>（1）法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可 法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可に係る基準については、法第5条に定められているとおりであるが、その審査基準は以下のとおりとする。</p>

①～④ (略)

(2) 法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可

法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該変更許可の審査基準に関しては上記(1)を準用するものとする(公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。)

(3) 法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可

法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可に係る基準については、法第9条第3項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする(公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。)

①～③ (略)

(4) 法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の認可

法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の認可(変更も同様)の基準は、法第17条第3

①～④ (略)

(2) 法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可

法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該変更許可の審査基準に関しては上記(1)を準用するものとする。

(3) 法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可

法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可に係る基準については、法第9条第3項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする。

①～③ (略)

(4) 法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の許可(変更も同様)

法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の許可(変更も同様)の基準は、法第17条第3

項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする（公共施設等運営事業の実施に係るものを含み、変更も同様とする。）。

①～③ （略）

（５）工業用水道事業法施行令第１条ただし書の規定による工業用水道事業者が供給する工業用水の水質の測定事項の免除の承認

工業用水道事業法施行令（以下「施行令」という。）第１条ただし書の規定による工業用水道事業者が供給する工業用水の水質の測定事項の免除の承認に係る審査基準は、次のとおりとする（公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。）。

①～② （略）

２．標準処理期間

（略） 第２ 不利益処分

１．処分の基準

（１）法第１０条第１項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消し

法第１０条第１項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消しの処分基準は、次のとおりとする。

なお、本条の規定により許可の取り消しが行われると、事業の開始

項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする。

①～③ （略）

（５）工業用水道事業法施行令第１条ただし書の規定による工業用水道事業者が供給する工業用水の水質の測定事項の免除の承認

工業用水道事業法施行令（以下「施行令」という。）第１条ただし書の規定による工業用水道事業者が供給する工業用水の水質の測定事項の免除の承認に係る審査基準は、次のとおりとする。

①～② （略）

２．標準処理期間

（略） 第２ 不利益処分

１．処分の基準

法第１０条第１項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消し

法第１０条第１項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消しの処分基準は、次のとおりとする。

は不可能となり、もし、事業を開始したときには、法第3条第2項違反となる。

① 「事業を開始」するとは、事業の一部の開始（一部給水の開始）をもって足りる。取り消し得べき場合を「3年以内にその事業を開始しないとき」としたのは、工業用水道の布設に要する通常の間を考慮して定めたものである。

② 「正当な理由」とは、当初の資金調達計画がやむを得ない事情により変更された場合、不測の事態の発生によって布設工事が遅延することとなった場合等である。

2. その他
(略)

① 「事業を開始」するとは、事業の一部の開始（一部給水の開始）をもって足りる。取り消し得べき場合を「3年以内にその事業を開始しないとき」としたのは、工業用水道の布設に要する通常の間を考慮して定めたものである。

② 「正当な理由」とは、当初の資金調達計画がやむを得ない事情により変更された場合、不測の事態の発生によって布設工事が遅延することとなった場合等である。

なお、本条の規定により許可の取り消しが行われると、事業の開始又は再開は不可能となり、もし、事業を開始したときには、法第3条第2項違反となる。

2. その他
(略)